

# I R（統合型リゾート）について

2019年8月8日 横浜市会政策・総務・財政委員会

東洋大学国際観光学部

佐々木一彰

# 目次

- 1.はじめに
- 2.観光立国
- 3.産業としての観光
- 4.モノ消費、コト消費
- 5.特定複合観光施設区域整備法(IR実施法)
- 6.I R（統合型リゾート）の社会的側面
- 7.おわりに

## はじめに

- 日本は人口減少社会に入り減りつつある人口をどのようにカバーするかが課題。
- 観光・交流人口を増やすことはその手段の一つ。
- 観光・交流人口を増やすとともに一人当たり消費金額を増やすことが必要。
- IR（統合型リゾート）はその手段の一つ。
- しかしながらIR（統合型リゾート）の持つ社会的側面も考慮しなければならない。

# Ⅰ.観光立国

図表Ⅰ.観光基本法(1963年制定)

(目標) 国の観光に関する政策の目標は、観光が、国際収支の改善及び外国との経済文化の交流の促進と、国民の保健の増進、勤労意欲の増進及び教養の向上とに貢献することにかんがみ、外国人観光旅客の来訪の促進、観光旅行の安全の確保、観光資源の保護、育成及び開発、観光に関する施設の整備等のための施策を講ずることにより、国際観光の発展及び国民の健全な観光旅行の普及発達を図り、もつて国際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上に寄与し、あわせて地域格差の是正に資することにあるものとする。

## (国の施策)

前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

- 一 外国人観光旅客の来訪の促進及び外国人観光旅客に対する接遇の向上を図ること。
- 二 国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成を図ること。
- 三 観光旅行の安全の確保及び観光旅行者の利便の増進を図ること。
- 四 家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化を図ること。
- 五 観光旅行者の一の観光地への過度の集中の緩和を図ること。
- 六 低開発地域につき観光のための開発を図ること。
- 七 観光資源の保護、育成及び開発を図ること。
- 八 観光地における美観風致の維持を図ること。

## 図表2.観光立国推進基本法(2006年制定)

**(目標)** この法律は、二十一世紀の我が国経済社会の発展のために観光立国を実現することが極めて重要であることにかんがみ、観光立国の実現に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、観光立国の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成。

観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成。

国際観光の振興。

観光旅行の促進のための環境の整備。

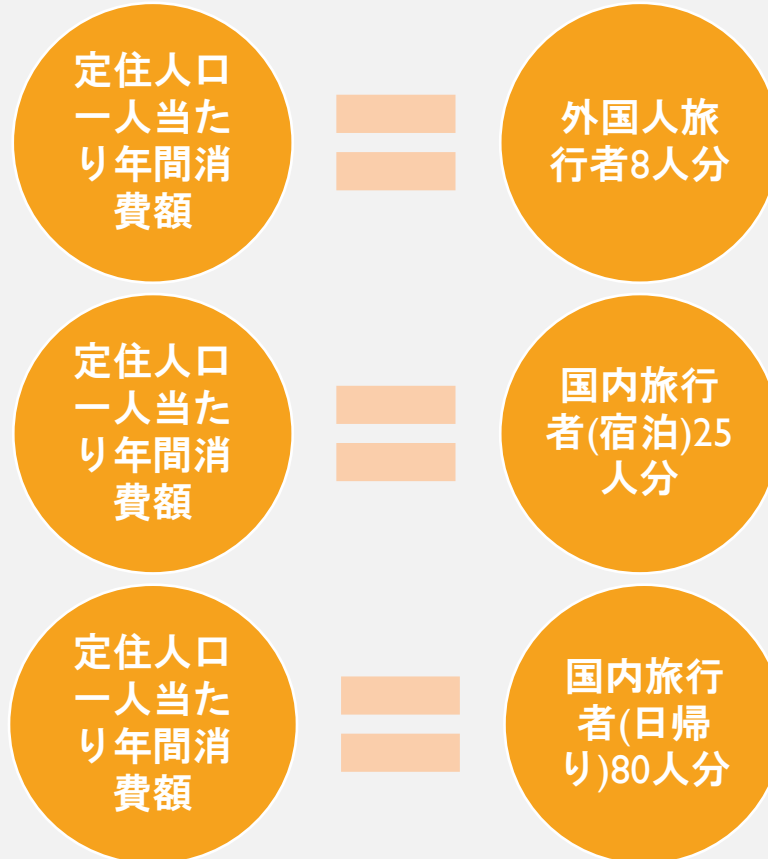
(出所) e-Gov(2007)「観光立国推進基本法」([http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawid=418AC1000000117:2019年4月1日アクセス](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawid=418AC1000000117:2019年4月1日アクセス))より抜粋、作成。

## 附則

- 観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであって、その持続的な発展は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとする我らの理想とするところである。また、観光は、**地域経済の活性化、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与**するとともに、健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて国民生活の安定向上に貢献するものであることに加え、国際相互理解を増進するものである。
- 我々は、このような使命を有する観光が、今後、我が国において**世界に例を見ない水準の少子高齢社会**の到来と本格的な国際交流の進展が見込まれる中で、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、我が国固有の文化、歴史等に関する理解を深めるものとしてその意義を一層高めるとともに、豊かな国民生活の実現と国際社会における名誉ある地位の確立に極めて重要な役割を担っていくものと確信する。
- しかるに、現状をみるに、観光がその使命を果たすことができる観光立国の実現に向けた環境の整備は、いまだ不十分な状態である。また、国民のゆとりと安らぎを求める志向の高まり等を背景とした観光旅行者の需要の高度化、少人数による観光旅行の増加等観光旅行の形態の多様化、観光分野における国際競争の一層の激化等の近年の観光をめぐる諸情勢の著しい変化への的確な対応は、十分に行われていない。これに加え、我が国を来訪する外国人観光旅客数等の状況も、国際社会において我が国の占める地位にふさわしいものとはなっていない。
- これらに適切に対処し、地域において国際競争力の高い魅力ある観光地を形成するとともに、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興を図ること等により、観光立国を実現することは、二十一世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題である。
- ここに、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 図表3.定住人口と交流人口

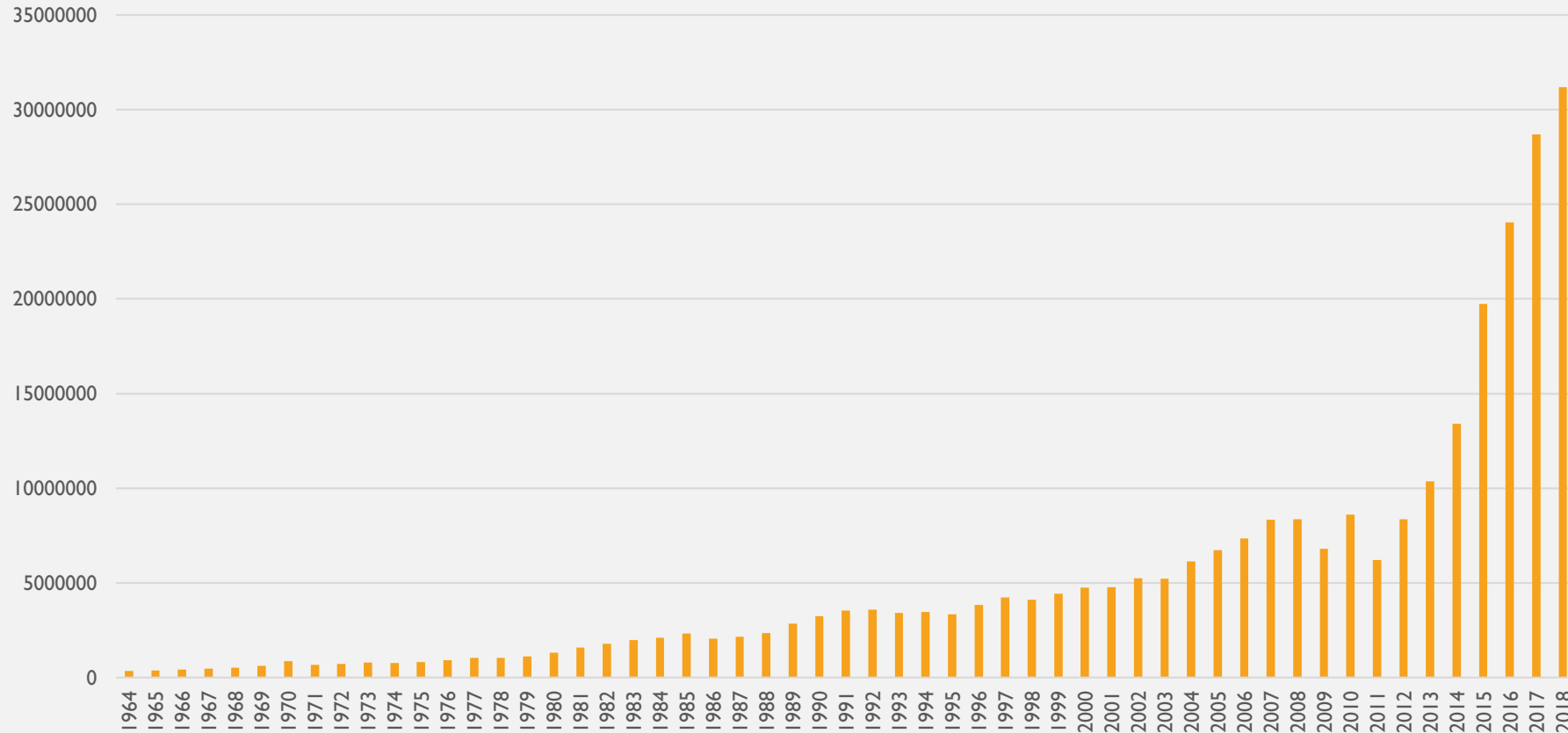
★今後人口減少が進み2047年には1億人程度となる見通し



資料

(出所) 観光庁観光地域振興課(2015)『魅力ある観光地域づくり』観光庁,pp.1-2(<http://www.mlit.go.jp/common/001172873.pdf>,2019年8月3日アクセス)より作成。

図表 4.1964年以降の年別訪日外国人数の推移(人)

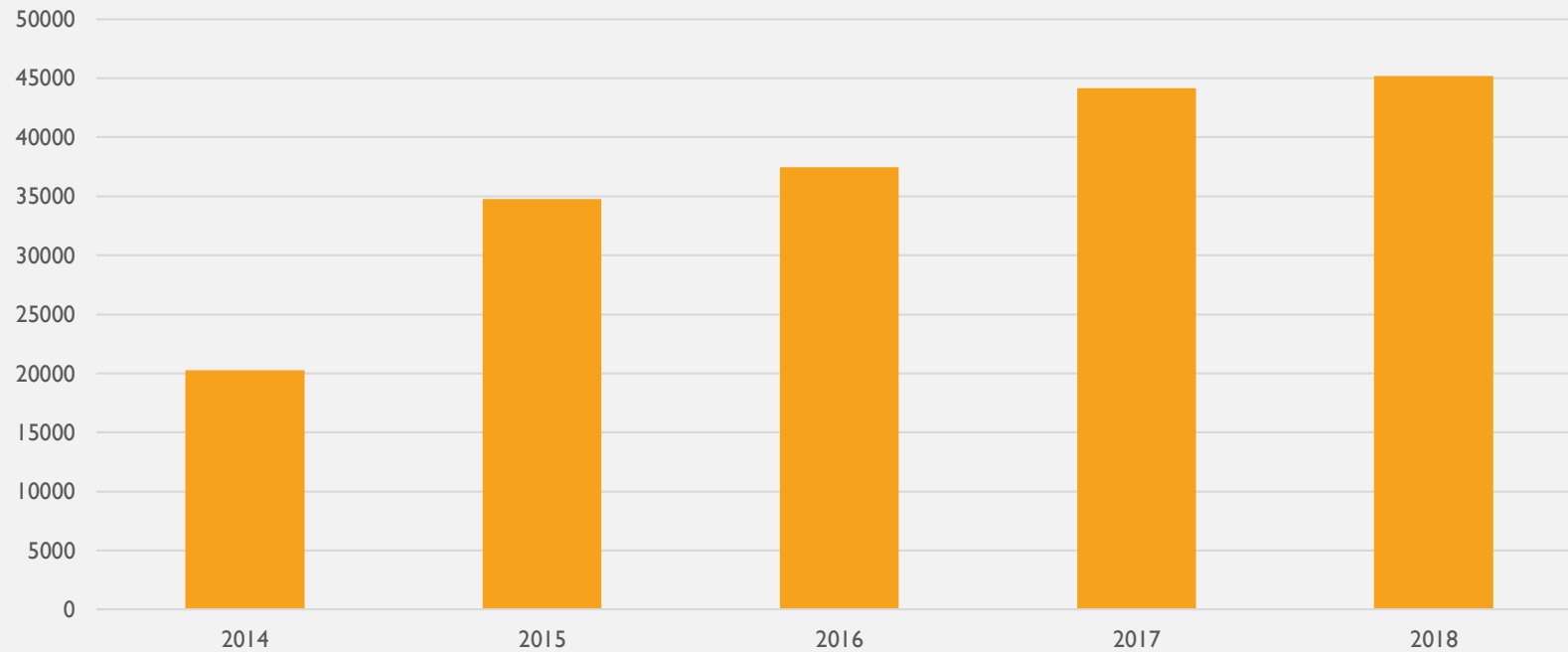


(出所)日本政府観光局 (JNTO) (2018) 「年別 訪日外客数, 出国日本人数の推移」 ([https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/marketingdata\\_outbound.pdf](https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/marketingdata_outbound.pdf) : 2019年8月6日アクセス) および  
 日本政府観光局 (JNTO) (2019) 「Press Release 報道発表資料」 ([https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/data\\_info\\_listing/pdf/190116\\_monthly.pdf](https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/data_info_listing/pdf/190116_monthly.pdf):2019年8月6日アクセス) より作成。



## 2.産業としての観光

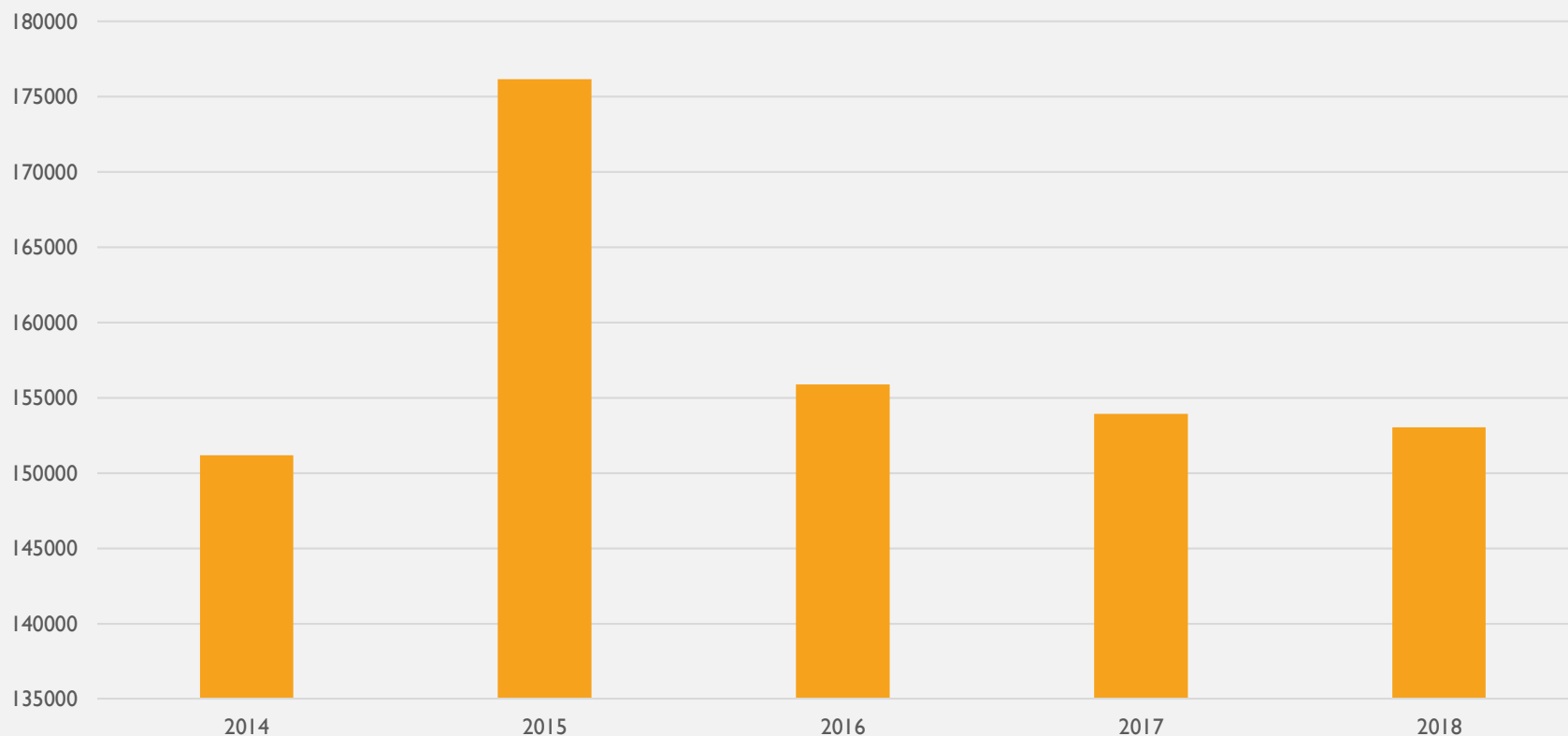
図表5.訪日外国人消費金額総額（単位：億円）



(出所)観光庁(2014)(2015)(2016)(2017)「訪日外国人の消費動向」 (<http://www.mlit.go.jp/common/001084273.pdf>, <http://www.mlit.go.jp/common/001173130.pdf>, <http://www.mlit.go.jp/common/001179486.pdf>, <http://www.mlit.go.jp/common/001230775.pdf>; 2019年4月1日アクセス) および、観光庁(2019)「2018年(平成30年)の訪日外国人旅行消費額(確報)」 (<http://www.mlit.go.jp/common/001283138.pdf>; 2019年4月1日アクセス) より作成。

資料

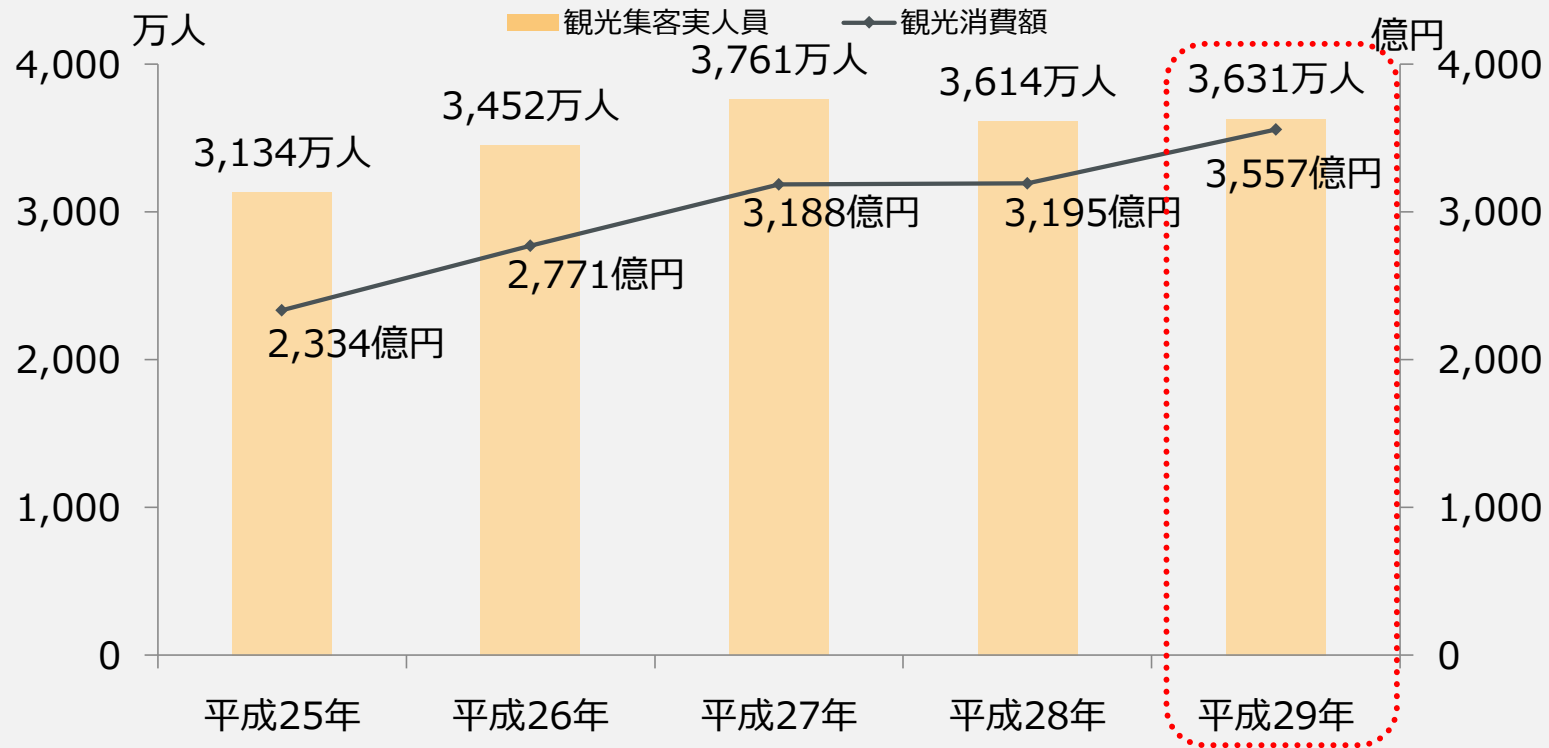
図表6.訪日外国人一人当たり消費金額推移(単位：円)



(出所)観光庁(2014)(2015)(2016)(2017)「訪日外国人の消費動向」(http://www.mlit.go.jp/common/001084273.pdf, http://www.mlit.go.jp/common/001173130.pdf, http://www.mlit.go.jp/common/001179486.pdf, http://www.mlit.go.jp/common/001230775.pdf:2019年4月1日アクセス)および、観光庁(2019)「2018年(平成30年)の訪日外国人旅行消費額(確報)」(http://www.mlit.go.jp/common/001283138.pdf:2019年4月1日アクセス)より作成。

## 【図表7.横浜市の観光実績】

- ◆ 平成29年（1月～12月）の観光集客実人員は3,631万人、観光消費額は3,557億円である。



出典：横浜市記者発表資料（平成30年4月27日）より作成

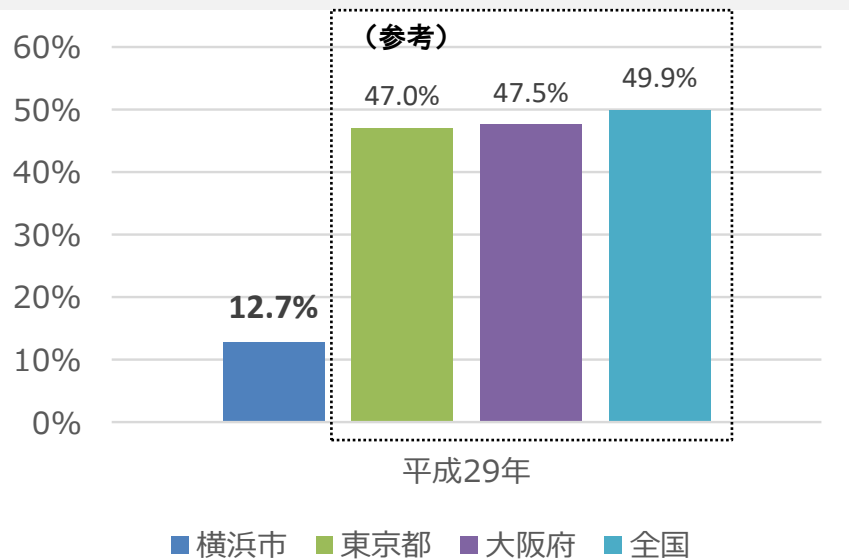
資料

(出所)横浜市(2019)「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)報告書」委託先：EY新日本有限責任監査法人,p.105.

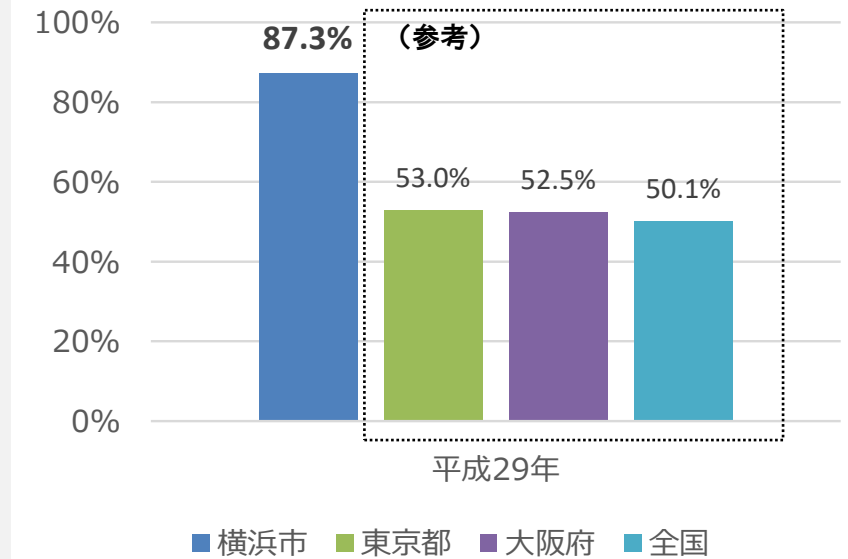
## 【図表8.横浜市の観光客の日帰り・宿泊の状況】

- ◆ 横浜市への観光客は、宿泊の割合が12.7%、日帰りの割合が87.3%である。
- ◆ 他の都道府県等と比べ、横浜市は圧倒的に日帰り客の割合が高い状況にある。

【宿泊客の割合】



【日帰り客】



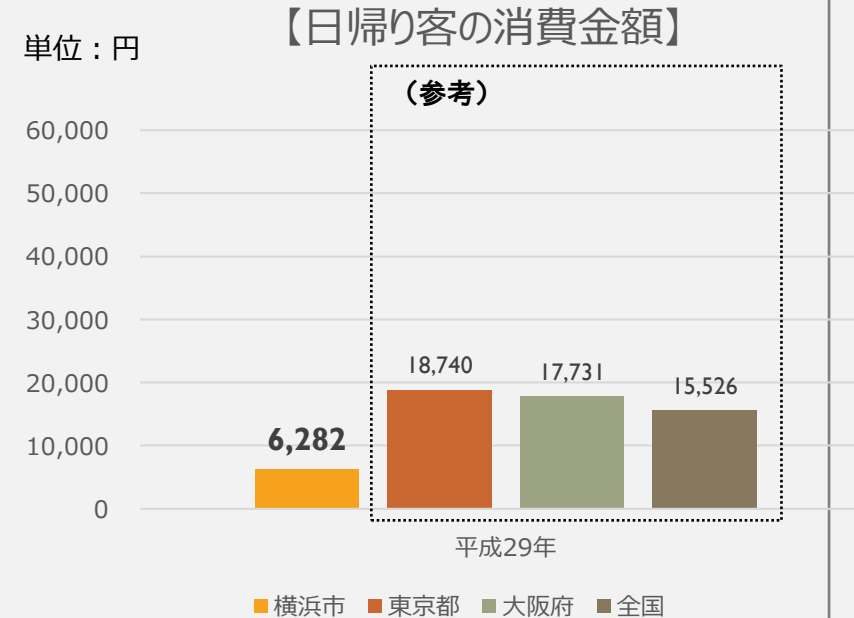
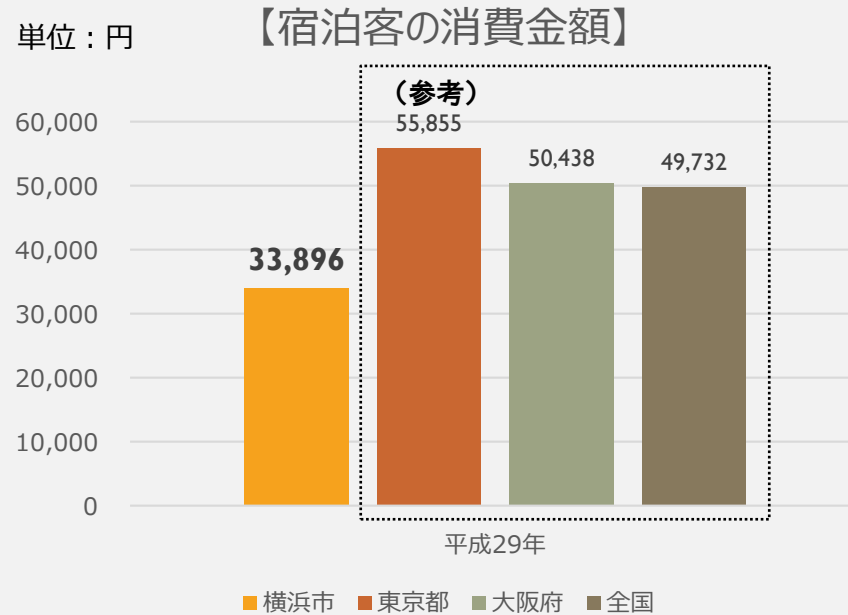
出典：横浜市については横浜市記者発表資料（平成30年4月27日）、それ以外については旅行・観光消費動向調査（観光庁）より作成

資料

(出所)横浜市(2019)「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)報告書」委託先：EY新日本有限責任監査法人,p.106.

## 【図表9.横浜市の観光客の消費金額の状況】

- ◆ 横浜市の1回当たりの観光消費金額（平均単価）は、宿泊客が33,896円、日帰り客が6,282円である。
- ◆ 他の都道府県と比べると、横浜市への観光客の消費金額（平均単価）は低い状況にある。



出典：横浜市については横浜市観光動態・消費動向調査の概要（横浜市文化観光局）、それ以外については旅行・観光消費動向調査（観光庁）より作成  
 ※横浜市日帰り客には市外宿泊客も含まれている

資料

(出所)横浜市(2019)「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)報告書」委託先：EY新日本有限責任監査法人,p.107.

## ★地域のアイコン

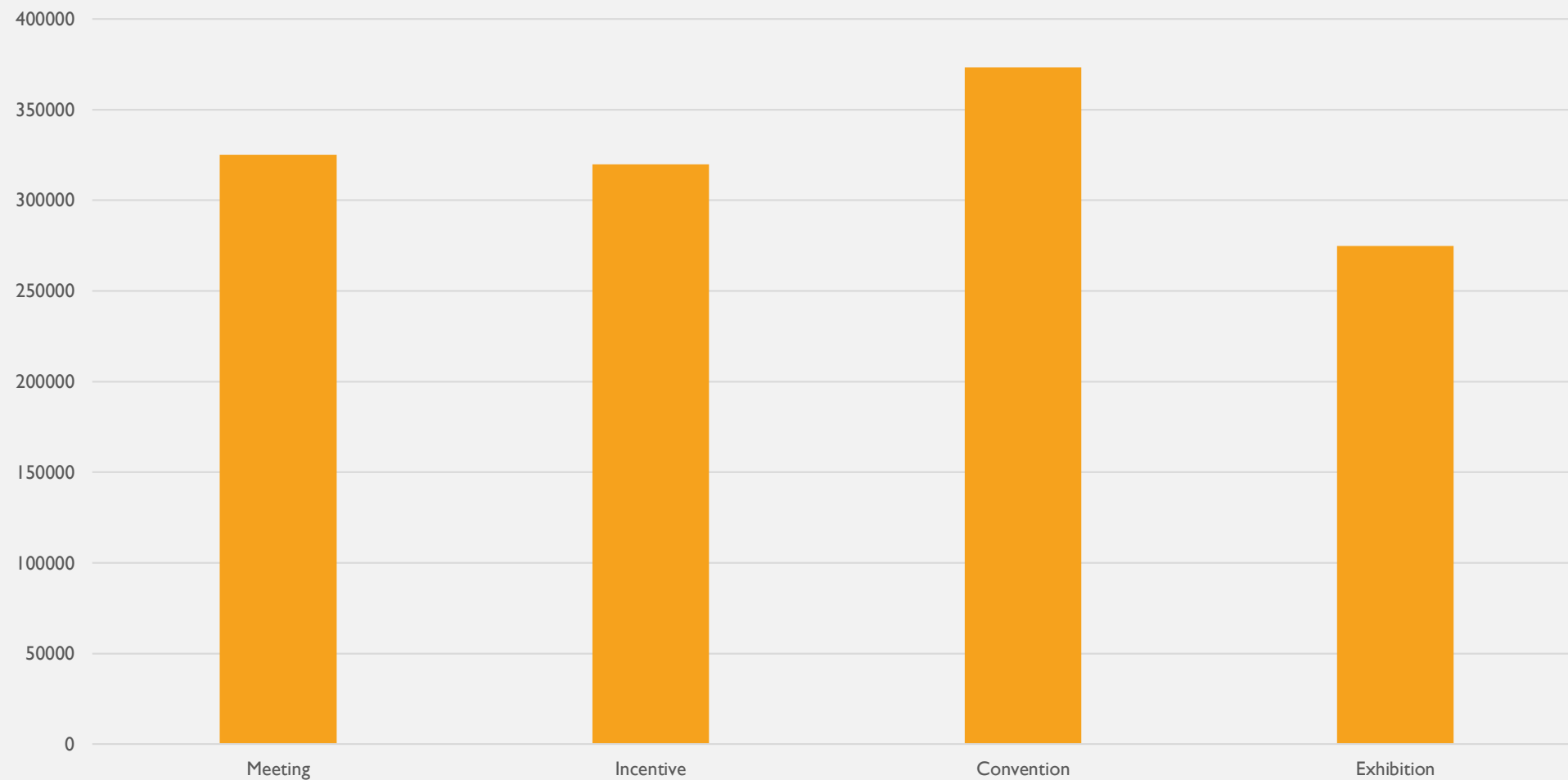
- 観光庁(2013,p.49)によれば観光地域のブランド確立ができるのは以下のすべてを満たしているときとのことである。
  - I) 地域が自然、歴史、文化等に根ざした「独自の価値」を有しており、当該価値が国内外に認知されていること
  - II) 地域が「独自の価値」を来訪者に提供することにより、来訪者の期待を安定的に満たしていること
  - III) 地域の関係者・住民が「独自の価値」を共有し、活動に反映していること
  - IV) 地域と来訪者が「独自の価値」に共鳴しあいながら、その価値を向上させていること
  - V) 地域として「独自の価値」の継続的な維持・向上を図るための仕組みを構築していること

### 3.モノ消費、コト消費

- 日本でなければ購入できないという比較優位性が崩れつつあり、コト消費の重要性が着目されてきており、より高額な「モノ消費」を向上させるためには「モノ」にプラスしてその場でしか提供できない「コト」の提供が比較優位を保つために必須。

(出所)佐々木一彰(2018)「ゲーミング産業の社会的コストの検討」『余暇ツーリズム学会誌 No5.』余暇ツーリズム学会,p.3.

図表10.国際MICEの外国人一人当たり総消費額の比較（円）



(出所)観光庁(2018)「平成29年度 MICEの経済波及効果算出等事業報告書,p.92図表82を修正。



## ★「コト消費」の「器」を建設するには莫大な費用が必要

- 代表的なものはMICE施設であるがMICE施設は建設に莫大な資金が必要であり、地方自治体等の公的セクターの現在の財政状況を考えた場合、税金を投入することによって世界規模の大規模MICE施設を建設し、維持・回収費等を負担し続けることは不可能のように思われる。そこで考えられるのが民間の資本によってMICE施設を建設することであるが、それにも困難が付きまとう。「都市再生の推進に係る有識者ボード MICE施設機能向上ワーキンググループ」による検討結果が2013年3月28日に第3回参考データ集として内閣官房-地域活性化統合事務局より公表されそこでは「MICE施設の建設を民間がすべて請け負い運営することは採算ベース上、不可能。」と結論付けられているからである

(出所)佐々木一彰(2018)「ゲーミング産業の社会的コストの検討」『余暇ツーリズム学会誌 No5.』余暇ツーリズム学会,p.3.

## ★1964年第一回東京オリンピック後

- オリンピック終了後、需要の急減、過剰在庫といったことが主な原因となり1965年には山陽特殊製鋼が倒産、そして山一証券が日銀特融を受けるなど一気に日本の景気は冷え込んだ。しかしながら、その後、当時の内的、外的要因、国債の発行などにより不景気は一年ほどで収束し、再び高度経済成長に戻る事となった。

(出所)佐々木一彰(2018)「カジノを駆動部分とした統合型リゾート(Integrated Resort)の縁辺地域に対するホスピタリティ観点からの検討」『Hospitality 第28号』日本ホスピタリティ・マネジメント学会,pp.21-22.

## ★2020年第二回東京オリンピック後

- 2020年の東京オリンピックは2020年に終了するが、もしIRが建設され稼働した場合、経済効果については一過性のものではない。その効果により東京オリンピック後に予想される経済の落ち込みをある程度緩和することも期待されよう。

(出所)佐々木一彰(2018)「ゲーミング産業の社会的コストの検討」『余暇ツーリズム学会誌 No5.』余暇ツーリズム学会,p.3.

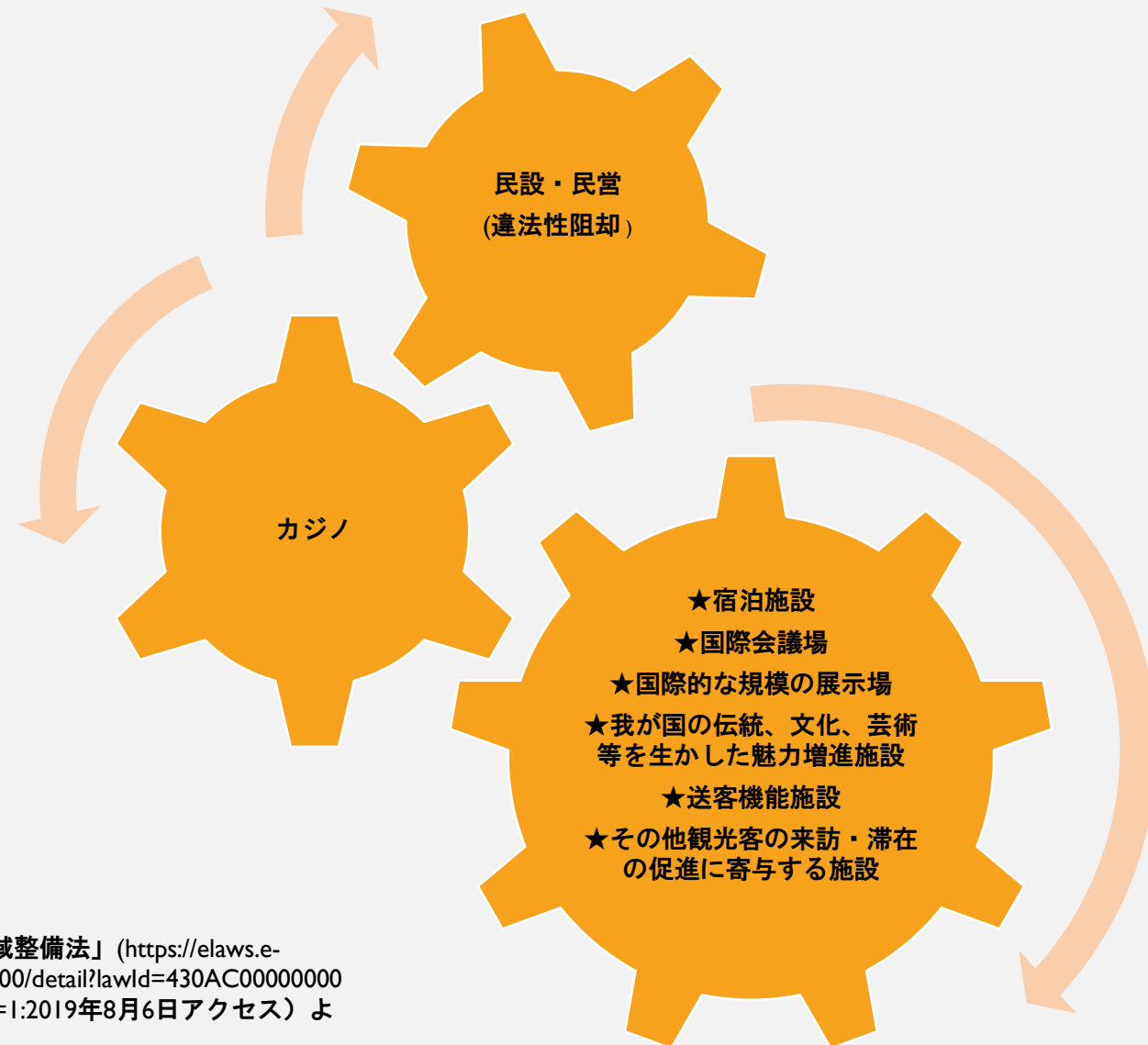
## 4. 特定複合観光施設区域整備法(IR実施法)

(目的)

第一条 この法律は、我が国における人口の減少、国際的な交流の増大その他の我が国を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、**国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進**することが一層重要となっていることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五号。以下「推進法」という。）第五条の規定に基づく法制上の措置として、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、特定複合観光施設区域に関し、国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県等による区域整備計画の作成、国土交通大臣による当該区域整備計画の認定等の制度を定めるほか、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置、カジノ施設への入場等制限及び入場料等に関する事項、カジノ事業者が納付すべき国庫納付金等に関する事項、カジノ事業等を監督するカジノ管理委員会の設置、その任務及び所掌事務等に関する事項その他必要な事項を定め、もって**観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資する**ことを目的とする。

(出所) e-Gov(2018)「特定複合観光施設区域整備法」([https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=430AC0000000080\\_20210726\\_0000000000000000&openerCode=1:2019年8月6日アクセス](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=430AC0000000080_20210726_0000000000000000&openerCode=1:2019年8月6日アクセス))

図表II.IRの構造



(出所) e-Gov(2018)「特定複合観光施設区域整備法」([https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=430AC00000000080\\_20210726\\_0000000000000000&openerCode=1:2019年8月6日アクセス](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=430AC00000000080_20210726_0000000000000000&openerCode=1:2019年8月6日アクセス))より作成。

## 図表12.特定複合観光施設区域の主要規制

特定複合観光施設区域の数は最大三か所。

カジノ施設は1であり特定複合観光施設区域におけるカジノの占める面積は3%以下。

カジノ免許、特定複合観光施設区域にかかわる事業者、主要な関係者は免許、許可、認可性。

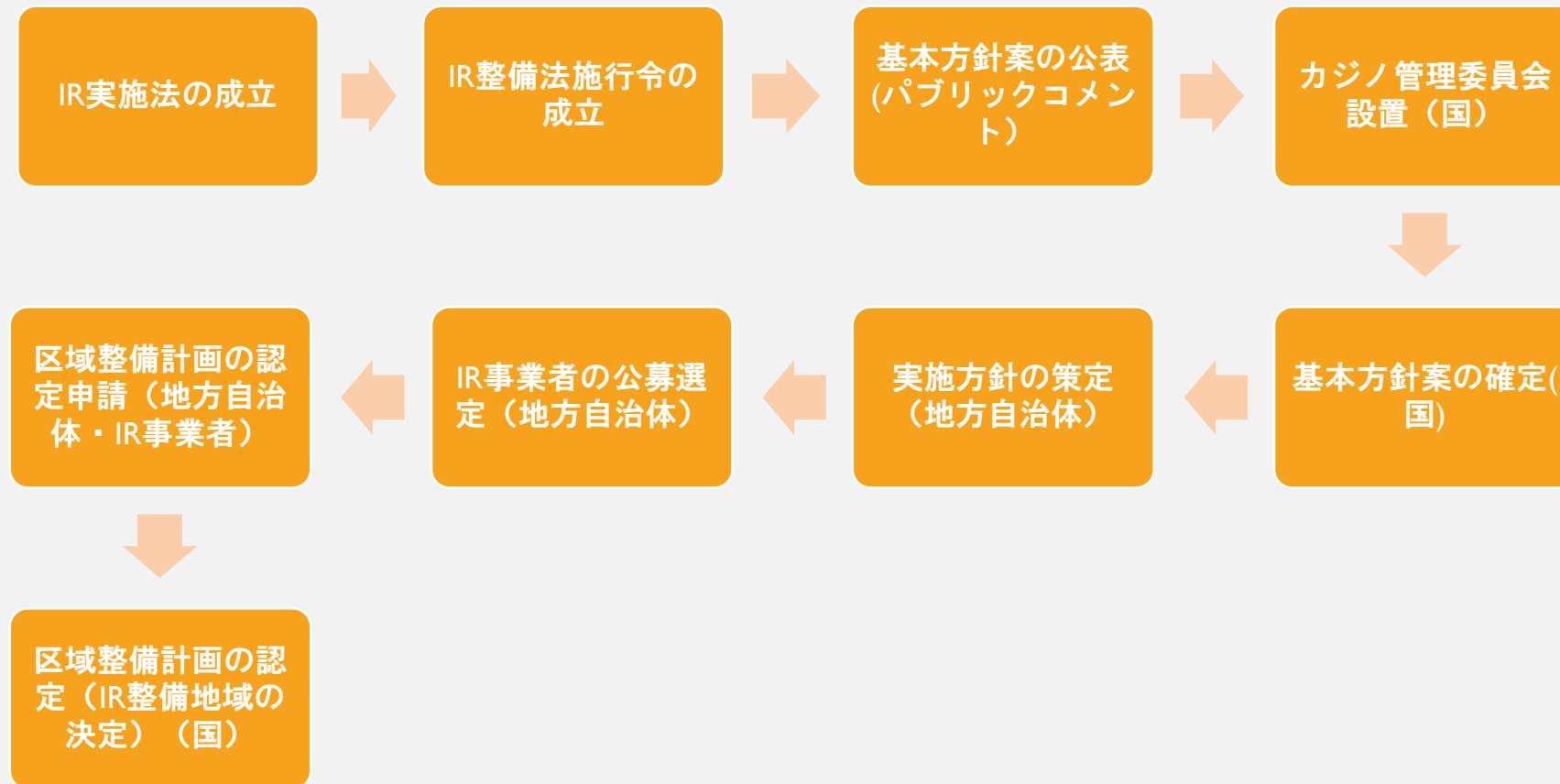
日本人には入場料六千円（入場料3千円、認定都道府県入場料3千円：24時間単位）。

日本人の入場回数を連続する7日間で3回、28日間で10日に制限。

カジノ事業者に対してGGR(Gross Gaming Revenue)の15%は国庫納付金、15%は認定都道府県等に納付を義務付け。

国、認定都道府県等は納付金を観光振興、地域経済振興、社会福祉、文化芸術振興の振興のための施策に使用。

図表13.特定複合観光施設区域の認定手順



(出所) e-Gov(2018)「特定複合観光施設区域整備法」([https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=430AC0000000080\\_20210726\\_0000000000000000&openerCode=1:2019年8月6日アクセス](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=430AC0000000080_20210726_0000000000000000&openerCode=1:2019年8月6日アクセス))より作成。

資料

## ★特定複合観光施設区域整備法施行令

### (国際会議場施設の基準)

- **第一条** 特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める基準は、主として国際会議の用に供する室のうちその収容人員が最大であるものの収容人員（以下この条及び次条において「最大国際会議室収容人員」という。）がおおむね千人以上であり、かつ、主として国際会議の用に供する全ての室の収容人員の合計が最大国際会議室収容人員の二倍以上であることとする。

（出所）e-Gov(2019)特定複合観光施設区域整備法施行令([https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=431CO0000000072\\_20210726\\_0000000000000000&openerCode=1](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=431CO0000000072_20210726_0000000000000000&openerCode=1): 2019年8月5日アクセス)



## ★特定複合観光施設区域整備法施行令

(展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設の基準)

- 第二条 法第二条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる最大国際会議室収容人員の区分に応じ、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計が当該各号に定める面積以上であることとする。
  - 一 おおむね千人以上三千人未満 おおむね十二万平方メートル
  - 二 おおむね三千人以上六千人未満 おおむね六万平方メートル
  - 三 おおむね六千人以上 おおむね二万平方メートル

(出所) e-Gov(2019)「特定複合観光施設区域整備法施行令」([https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=431CO0000000072\\_20210726\\_0000000000000000&openerCode=1](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=431CO0000000072_20210726_0000000000000000&openerCode=1): 2019年8月5日アクセス)

## 5.IR（統合型リゾート）の社会的側面

図表14.依存症対策I

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する付帯決議（2016年12月15日成立）

ギャンブル等依存症対策を抜本的に強化すること。各省庁が十分連携してそれらを行うこと。



ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議(2016年12月22日閣議口頭了解)

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の成立を契機に幅広くギャンブル等依存症対策を各省庁の連携のもと行う。



会議の構成員は、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、国家公安委員会委員長及び内閣官房長官とする。会議には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

2016年～2017年（三回開催）、ギャンブル等対策推進閣僚会議は幹事会は四回開催。

（出所）参議院(2018)「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する付帯決議」（[http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/192/futai\\_ind.html](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/192/futai_ind.html)：2019年8月5日アクセス）及びギャンブル依存症対策推進関係閣僚会議(2017)([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambling\\_addiction/](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambling_addiction/)：2019年8月5日アクセス）より抜粋、作成。

## ★実態調査

- 日本医療研究開発機構(AMED)の委託を受けて国立病院機構久里浜医療センターが2017年5月～6月に綿密な調査を行い、その調査結果を2017年9月29日に公表した(20~74歳の1万人対象:有効回答4685人)面接調査まで踏み込んでおり、より精度の高いものである。その結果として生涯を通じてギャンブル依存症の疑いがある人は全体の3.6%、実数にすると360万人、過去一年間にギャンブル依存症の疑いのある人は0.8%であり、だいたい全国に70万人のギャンブル依存症の疑いのある人が存在しているというデータが公表された。このデータを鑑みるに過去1年間にギャンブル依存症の疑いがある人の割合は諸外国とそれほど差は無い。

(出所) 樋口進, 松下幸生 (2017) 『国内のギャンブル等依存に関する疫学調査 全国調査結果の中間とりまとめ』 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 ([http://www.kurihama-med.jp/news/20171004\\_tyousa.pdf](http://www.kurihama-med.jp/news/20171004_tyousa.pdf); 2017年12月15日アクセス)

## ★自然治癒

- 河本(2016)は「モデルで考えるギャンブル障害」『臨床精神医学第45巻第12号』において数多くの論文のレビューを行っておりその中でギャンブル障害の長期臨床経過に関するいくつかの報告は3分の一以上に自然回復が見られること、及び「コントロールギャンブル」(小遣い範囲でのギャンブル)を取り戻す者も少なからずおり、ことによったら8割に及ぶ可能性もあること、そして疫学調査においても1年を超えるギャンブル障害継続率は20~30%に過ぎないという報告もあることに言及している。

(出所)河本 泰信.2016.「モデルで考えるギャンブル障害」『臨床精神医学』45(12),pp.1497-1506.

## 図表15.依存症対策2

2018年7月6日成立 ギャンブル等依存症対策基本法

2018年7月6日成立。ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせつものであり、②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせているギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することが目的1。



2018年10月5日ギャンブル等依存症対策推進本部設置(ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議は廃止)

ギャンブル等依存症対策を総合的、計画的に推進するために内閣官房長官を本部長とし、関係閣僚を本部員とする。



ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の設置(ギャンブル等依存症であるもの、その家族を代表するもの、事業者を代表するもの、有識者から20名以内で構成)

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定について意見を述べ、その調整、評価についても意見を述べる。



ギャンブル等依存症対策推進基本計画

政府が行うギャンブル等依存症対策の最も基本的なものでありPDCAサイクルをまわし計画的な基本的計画の進捗状況の取り組みの評価を行い3年ごとにギャンブル等依存症の実態調査を行い少なくとも3年ごとに見直しを検討する。



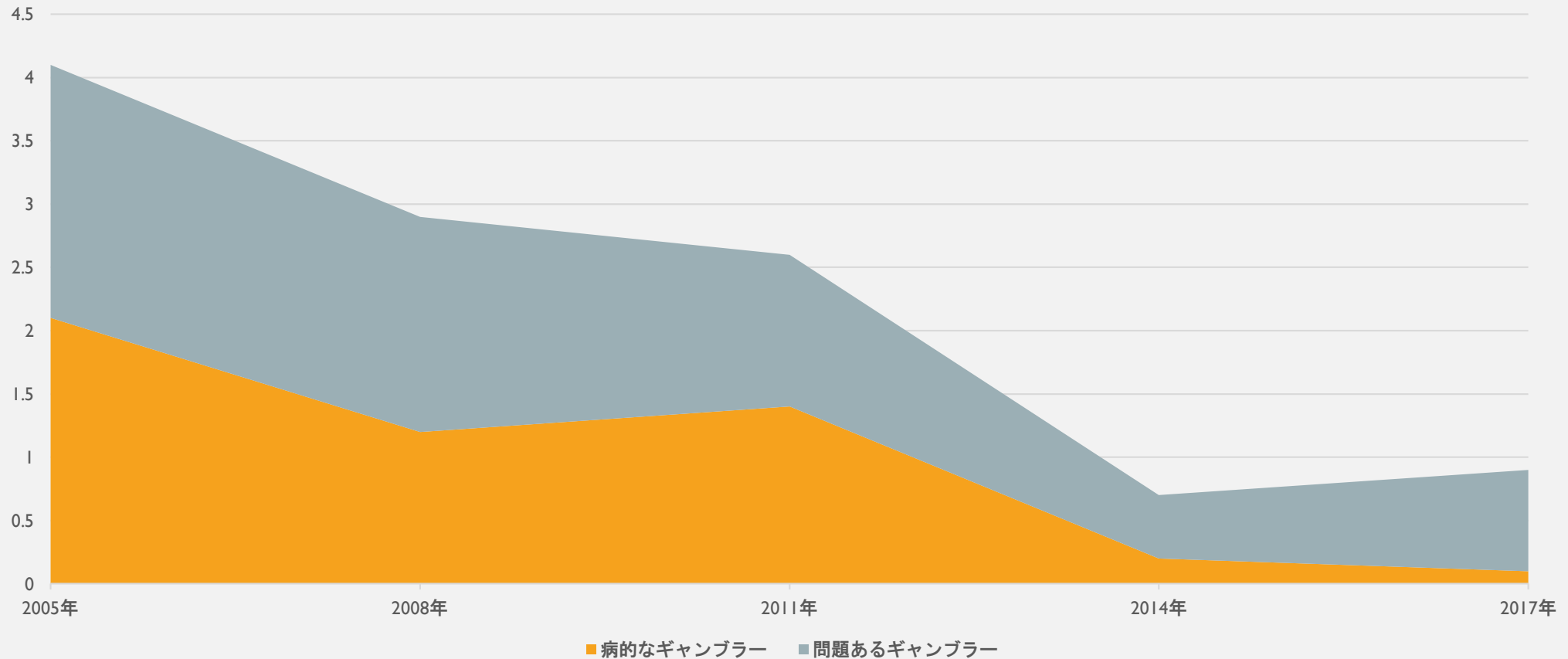
2019年4月19日 ギャンブル等依存症対策推進基本計画が閣議決定(取り組むべき具体的施策)

①関係事業者の取り組み、②相談・治療・回復支援、③予防教育・普及啓発、④依存症対策の基盤整備、⑤調査研究、⑥実態調査、⑦多重債務問題等への取り組み

注 1. ギャンブル等依存症対策推進本部(2018)「ギャンブル等依存症対策基本法概要」([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou\\_izonsho/kanjikai\\_dai2/sankou1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou_izonsho/kanjikai_dai2/sankou1.pdf): 2019年8月5日アクセス)

(出所) ギャンブル等依存症対策推進本部(2019)「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou\\_izonsho/pdf/kihon\\_keikaku\\_honbun.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou_izonsho/pdf/kihon_keikaku_honbun.pdf): 2019年8月5日アクセス)より作成。資料

図表16.シンガポールにおける問題あるギャンブラー及び病的ギャンブラーの比率(%)



(出所)NCPG.2005,2008,2012,2015,2018.Report of Survey on Participation in Gambling Activities among Singapore Residentsより作成。

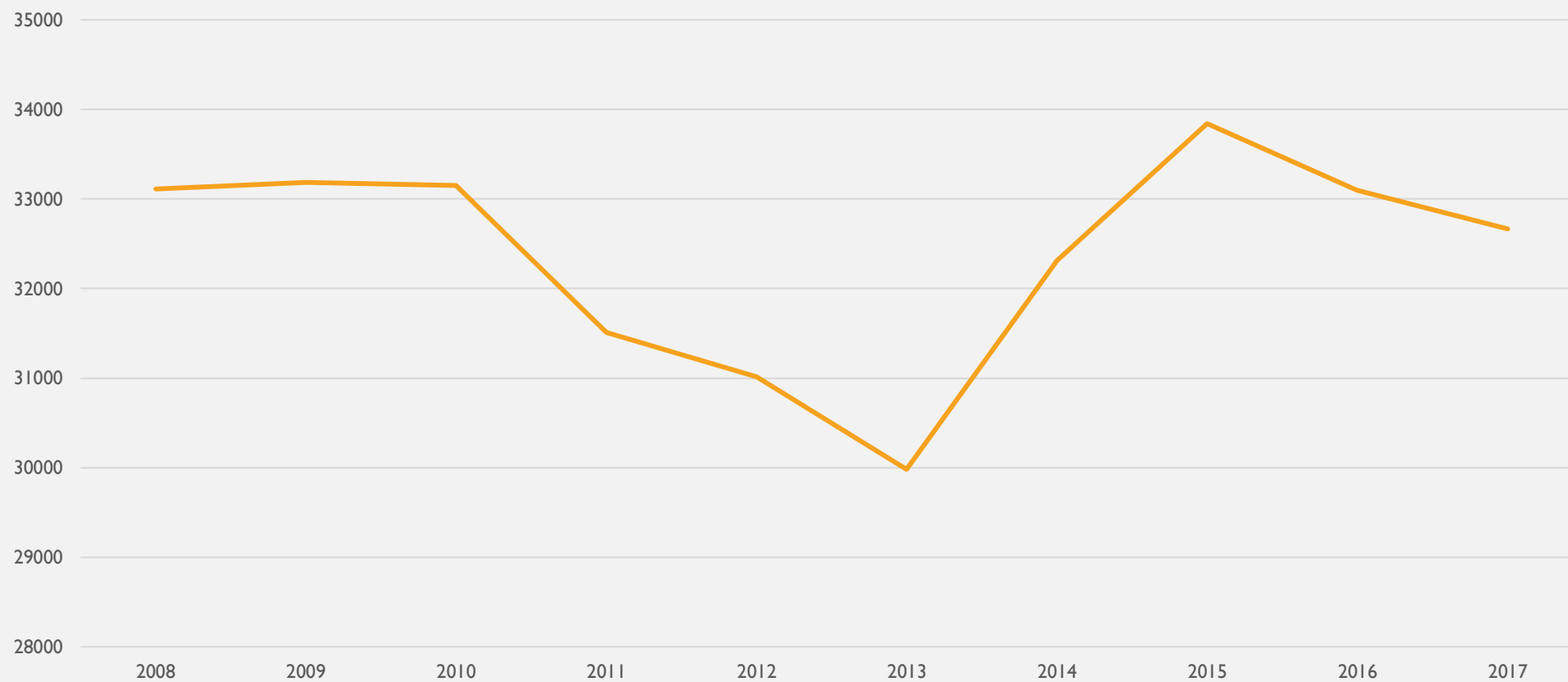
★シンガポールがIR導入を決定(2005年4月)→国家ギャンブル問題対策協議会(NCPG)の設立(2005年8月)→国家依存症管理機構(NAMS)設立(2008年8月)→IR開業(2010年)

## ★海外の事例

- シンガポールでは国・規制当局による有効な対策の結果、国民のギャンブル依存症有病率は、IR開業前より減少。韓国カンウォンランドはIR開業当初には明確な対策を講じてこなかった結果、国民のギャンブル依存症等の社会問題がIR開業後に顕在化、しかし、対策後、有病率は減少。

(出所)長崎県・佐世保市IR推進協議会有識者会議(2018)『長崎IR基本構想有識者会議とりまとめ』 p.23.

図表17.シンガポールにおける犯罪件数の推移(件)



(出所)<https://data.gov.sg/dataset/overall-crime-cases-crime-rate>(2019年8月3日アクセス)より作成。



## ★地域住民に対して

- アメリカ合衆国政府は1988年にインディアン・ゲーミング規制法(Indian Gaming Regulatory Act)を制定した。この法律は各インディアンの部族は各州との協定に基づきカジノを始めとするギャンブルを各居留地（決して恵まれているとは言えない場所）で部族の自治の元で行うことを可能にするものであった。それらからあげた収益を使い、警察署、消防署などの社会的なインフラを整備したり、部族の若者の教育に費やしたりするケースも数多くみられる。

(出所)佐々木一彰(2014)「日本における観光資源としてのカジノの可能性-地方型カジノを中心として-」『余暇ツーリズム学会誌第1号』余暇ツーリズム学会,pp.33-40

## ★地域住民に対して

- 高等教育面においてはMarks and Spilde(2007)によれば「1990年と2000年をカジノを有するインディアン居留地とカジノを有しない居留地で短大卒業程度の学歴を達成した学生の人数の増加率を比較した場合、カジノを有する居留地の短大卒業程度の学歴を得た割合が24%増えたのに比較してカジノを有しない居留地は16%に過ぎず、インディアン居留地がカジノを有し、その資金が教育にも費やされることが部族の教育レベルを引き上げることにつながっている。」としている。
- (出所) Marks,Mindy and Spilde,Katherine (2007)“ Lands of Opportunity:Social and Economic Effects of Tribal Gaming on Localities”*Policy matters Volume 1,Issue4,Summer*,pp.1-12 .

## おわりに

- 日本の人口減少をカバーするために行われつつある観光・交流人口の政策・対策は「数」の面では成功をおさめている。
- しかしながら一人当たりの消費単価についてはまだ途上である。
- 「数」の面での成功を続ける一方、一人当たりの消費単価をあげるには「モノ」消費から「コト」消費への質的変換が必要である。
- 質的変換に関しては「器」が必要なこともありえる。
- その「器」に関しては巨額な投資が必要。
- IR（統合型リゾート）はその手段。
- IR（統合型リゾート）の社会的側面については急速に制度が整えられつつある。